

東日本大震災山梨県対策本部設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災の被災地への救援・支援活動を迅速・的確に展開するとともに、今後の県民生活や県下の産業経済活動への影響を最小限にとどめ、同時に、県民を挙げた節電への取り組みを活発化していくため、東日本大震災山梨県対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部会議及び幹事会をもって構成する。

(本部の構成)

第3条 本部に、本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は知事政策局長、防災危機管理監をもって充てる。

(本部会議)

第4条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 被災地への救援・支援活動に関すること。
- (2) 東日本大震災の本県への影響と対策に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 本部会議の構成員は、本部長及び別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第5条 幹事会は、本部会議において協議すべき事項の調整を行う。

2 幹事会の構成員は、別表2に掲げる職にあるものをもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、知事政策局長をもって充てる。

4 幹事会は幹事長が招集し、掌理する。

(連絡会)

第6条 連絡会は、各部局間の連絡・調整を行う。

2 連絡会の構成員、職務その他必要な事項は、副本部長が定める。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、知事政策局において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

別表1 (本部会議)

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	知事政策局長 防災危機管理監
本部員	企画県民部長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 商工労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長 産業立地室長 公営企業管理者 教育長 警察本部長

別表2 (幹事会)

幹事長	知事政策局長
幹事	知事政策局次長 企画県民部次長 総務部次長 福祉保健部次長 森林環境部次長 商工労働部次長 産業立地室次長 観光部次長 農政部次長 県土整備部次長 出納局次長 企業局次長 教育次長 警察本部警務部参事官